(平成27年11月12日要項第73号)

(趣旨)

第1条 国立大学法人熊本大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)が、国立大学 法人熊本大学学長選考会議規則(平成16年4月8日制定)第3条第1項第5号に規定する学 長の業績評価(以下「業績評価」という。)を行う場合の手続等については、他に別段の定 めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(実施時期)

- 第2条 業績評価は、学長の在任期間が3年を満了した日から1年以内に行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長選考会議が必要と認めたときは、臨時で業績評価を行うことができる。

(資料)

- 第3条 学長は、在任期間が3年を満了した日から9月以内に、次に掲げる資料を学長選考会 議に提出するものとする。
 - (1) 国立大学法人評価委員会における評価結果
 - (2) 監事による監査結果報告書
 - (3) 中期目標等の達成状況等に係る所感及び残任期間における大学運営に対する抱負等について記載した報告書(別記様式第1号)
 - (4) その他学長選考会議が必要と認める資料

(業績評価)

- 第4条 学長選考会議は、前条の規定により提出された資料に基づき、学長の業績等について業績評価を実施するものとする。
- 2 学長選考会議は、前項の評価を行うに当たって、必要と認めたときは、当該学長に対し質疑を行うことができる。
- 3 学長は、前項の質疑に当たって、提出した資料のほか、書面により追加意見を述べることができる。

(結果公表)

第5条 学長選考会議は、業績評価を実施後、速やかにその結果を学内外に公表するものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が 別に定める。

附則

この要項は、平成27年11月12日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)	
国立大学法人熊本大学 学長選考会議議長 殿	
	<u>氏名</u>
中期目標等の達成状況等に係る所見いて、下記のとおり報告いたします。	感及び残任期間における大学運営に対する抱負等につ